適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \	【1/2			
令和 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在地 (電話番号 082 - 287 - 9166			
	(フリガナ) (〒 734 - 0026) 広島市南区仁保一丁目52番7号			
	請 (電話番号 082 - 287 - 9166			
広島南 税務署長殿	者 (フリガナ) 行力 5イスケ (法人の場合) 石川 圭介			
この申請書に記載した次 公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団	法 人 番 号 5 2 4 0 0 0 1 0 4 1 9 7 2 の事項(③ 印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページ等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地か、登録番号及び登録年月日が公表されます。			
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。				
	定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提 令和5年10月1日に登録されます。			
事 業 者 区	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ② 課税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。			
令和5年3月31日(特定期間判定により課税事業者となる合は令和5年6月30日)までの申請書を提出することがなかったことにつき困難な事がある場合は、その困難な事	る場 でに でき 事情			
税 理 士 署	A 税理士法人 長谷川会計 税理士 (電話番号 082 - 272 - 5868			
※ 整理税 番号務	部門			
署	年 月 日 番号			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 H.Cクリーン	サービス 柞	株式会社		
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。					
免	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようと	する事業を	者		
税	税 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。				
事	個 人 番 号				
業	事生年月日(個法人事業年	自 度 ———	月 日		
者	業内 人)又は設立 年月日 中月日(法人) 1	至	月 日		
1	容 年月日(法人) 記載資本	金	円		
の	等事業內容				
確	課税期間の初日 雑 税 期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日				
認	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者				
#13	よりとする事業有	年	月日		
登	登 課税事業者です。				
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ				
要					
件	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。				
(T)	の				
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して います。	□ はい [□ いいえ		
μι.	-				
参					
考					
事					
 ₱					
項					